

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 22



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

- 鹿 児 島 県 税 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (税 務 課 取 扱 い) 1
○鹿 児 島 県 税 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (税 務 課 取 扱 い) 3

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 9 号

鹿 児 島 県 税 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 税 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 税 務 処 理 規 程 (昭 和 39 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 2 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

目 次 中 「 第 95 条 の 18 」 を 「 第 96 条 」 に 改 め る。

第 95 条 の 18 から 第 95 条 の 23 ま で を 削 る。

第 96 条 第 1 項 中 「 種 別 割 」 を 「 自 動 車 税 」 に , 「 申 告 書 の 」 を 「 自 動 車 税 申 告 書 (報 告 書) (地 方 税 法 施 行 規 則 第 16 号 の 43 様 式) (添 付 書 類 を 含 む 。 以 下 こ の 節 に お い て 「 申 告 書 」 と い う 。) の 」 に 改 め る。

第 97 条 第 1 項 中 「 種 別 割 の 」 を 「 自 動 車 税 の 」 に , 「 自 動 車 税 種 別 割 課 税 免 除 (減 免) 決 議 書 」 を 「 自 動 車 税 課 税 免 除 (減 免) 決 議 書 」 に , 「 自 動 車 税 種 別 割 課 税 免 除 承 認 (不 承 認) 通 知 書 」 を 「 自 動 車 税 課 税 免 除 承 認 (不 承 認) 通 知 書 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 中 「 自 動 車 税 種 別 割 課 税 免 除 (減 免) 取 消 決 議 書 」 を 「 自 動 車 税 課 税 免 除 (減 免) 取 消 決 議 書 」 に , 「 自 動 車 税 種 別 割 課 税 免 除 (減 免) 取 消 通 知 書 」 を 「 自 動 車 税 課 税 免 除 (減 免) 取 消 通 知 書 」 に 改 め , 同 条 第 3 項 中 「 種 別 割 の 」 を 「 自 動 車 税 の 」 に , 「 自 動 車 税 種 別 割 台 帳 」 を 「 自 動 車 税 台 帳 」 に 改 め る。

第 97 条 の 2 第 1 項 中 「 種 別 割 の 」 を 「 自 動 車 税 の 」 に , 「 自 動 車 税 種 別 割 課 税 免 除 (減 免) 決 議 書 」 を 「 自 動 車 税 課 税 免 除 (減 免) 決 議 書 」 に , 「 自 動 車 税 種 別 割 減 免 決 定 通 知 書 」 を 「 自 動 車 税 減 免 決 定 通 知 書 」 に , 「 自 動 車 税 種 別 割 減 免 不 承 認 決 定 通 知 書 」 を 「 自 動 車 税 減 免 不 承 認 決 定 通 知 書 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 中 「 自 動 車 税 種 別 割 課 税 免 除 (減 免) 取 消 決 議 書 」 を 「 自 動 車 税 課 税 免 除 (減 免) 取 消 決 議 書 」 に , 「 自 動 車 税 種 別 割 課 税 免 除 (減 免) 取 消 通 知 書 」 を 「 自 動 車 税 課 税 免 除 (減 免) 取 消 通 知 書 」 に 改 め , 同 条 第 3 項 を 次 の よう に 改 め る。

3 鹿 児 島 地 域 振 興 局 長 は , 第 1 項 の 規 定 に よ り 自 動 車 税 の 減 免 を 承 認 し た と き は , 当 該 減 免 の 申 請 書 に 記 載 さ れ た 身 体 障 害 者 又 は 精 神 障 害 者 が 交 付 を 受 け て い る 身 体 障 害 者 手 帳 (戦 傷 病 者 手 帳 の 交 付 を 受 け て い る 者 で , 身 体 障 害 者 手 帳 の 交 付 を 受 け て い な い も の に あ つ て は , 戦 傷 病 者 手 帳) , 療 育 手 帳 又 は 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 の 備 考 欄 又 は 余 白 に 自 動 車 税 減 免 印 (別 記 第 116 号 様 式 の 2) を 押 印 し な け れ ば な ら な い。

第 98 条 第 1 項 中 「 自 動 車 税 種 別 割 課 税 保 留 決 議 書 」 を 「 自 動 車 税 課 税 保 留 決 議 書 」 に 改 め る。

第 99 条 第 1 項 中 「 種 別 割 」 を 「 自 動 車 税 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 中 「 自 動 車 税 種 別 割 税 額 異 動 通 知 書 」 を 「 自 動 車 税 税 額 異 動 通 知 書 」 に , 「 種 別 割 の 」 を 「 自 動 車 税 の 」 に 改 め る。

第 100 条 中 「 自 動 車 税 種 別 割 調 定 決 議 書 」 を 「 自 動 車 税 調 定 決 議 書 」 に 改 め る。

第 141 条 第 6 項 中 「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第 191 条 第 1 項 中 「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

第 221 条 第 1 項 中 「自動車税種別割台帳」を「自動車税台帳」に改める。

別表の 2 の表中

「	ゴルフ場利用税特別徴収義務者証票整理簿	常用 3 年	」を
	自動車税環境性能割関係申告整理簿		
「	ゴルフ場利用税特別徴収義務者証票整理簿	常用	」に改める。

「第 113 号様式の 4 自動車税環境性能割関係申告整理簿

第 113 号様式の 5 自動車税環境性能割関係決議書

第 113 号様式の 6 自動車税環境性能割調査書

第 113 号様式の 7 自動車税環境性能割調定決議書

第 113 号様式の 8 自動車税減免済印

別記様式目次中 第 114 号様式 自動車税種別割課税免除（減免）決議書 を

第 115 号様式 自動車税種別割課税免除（減免）取消決議書

第 116 号様式 自動車税種別割課税免除（減免）取消通知書

第 117 号様式 自動車税種別割課税保留決議書

第 118 号様式 自動車税種別割税額異動通知書

第 119 号様式 自動車税種別割調定決議書 」

「第 114 号様式 自動車税課税免除（減免）決議書

第 115 号様式 自動車税課税免除（減免）取消決議書

第 116 号様式 自動車税課税免除（減免）取消通知書

第 116 号様式の 2 自動車税減免済印 に改める。

第 117 号様式 自動車税課税保留決議書

第 118 号様式 自動車税税額異動通知書

第 119 号様式 自動車税調定決議書 」

別記第 113 号様式の 4 から別記第 113 号様式の 8 までを削る。

別記第 114 号様式中「自動車税種別割課税免除（減免）決議書」を「自動車税課税免除（減免）決議書」に改める。

別記第 115 号様式中「自動車税種別割課税免除（減免）取消決議書」を「自動車税課税免除（減免）取消決議書」に改める。

別記第 116 号様式中「自動車税種別割課税免除（減免）取消通知書」を「自動車税課税免除（減免）取消通知書」に、「自動車税種別割に」を「自動車税に」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 116 号様式の 2（第 97 条の 2 関係）

		年	月	日	減免済	担 当 者
自動車税	鹿 鹿児島 奄美					
本人・介添	介添者：				()	

別記第 117 号様式中「自動車税種別割課税保留決議書」を「自動車税課税保留決議書」に改める。

別記第 118 号様式中「自動車税種別割税額異動通知書」を「自動車税税額異動通知書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記第 119 号様式中「自動車税種別割調定決議書」を「自動車税調定決議書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(自動車税に関する経過措置)
- 2 改正後の鹿児島県税事務処理規程の規定中自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この訓令の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和 7 年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(旧様式の使用)
- 5 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県訓令第10号

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令
鹿児島県税事務決裁規程（昭和43年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 の 7 の項を次のように改める。

7 自動車税				
			(1) 非課税自動車の取得、異動等の届出の受理（規則33）	

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。